

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載  
 【部門区分】第3部門第3区分  
 【発行日】令和6年12月4日(2024.12.4)

【公開番号】特開2024-28346(P2024-28346A)  
 【公開日】令和6年3月4日(2024.3.4)  
 【年通号数】公開公報(特許)2024-040  
 【出願番号】特願2023-222108(P2023-222108)  
 【国際特許分類】

C 0 8 B 1 6 / 0 0 ( 2 0 0 6 . 0 1 )

10

C 0 8 J 3 / 1 6 ( 2 0 0 6 . 0 1 )

C 0 8 L 1 / 0 0 ( 2 0 0 6 . 0 1 )

C 0 8 L 1 0 1 / 1 4 ( 2 0 0 6 . 0 1 )

【 F I 】

C 0 8 B 1 6 / 0 0

C 0 8 J 3 / 1 6 C E P

C 0 8 L 1 / 0 0

C 0 8 L 1 0 1 / 1 4

【手続補正書】

20

【提出日】令和6年11月26日(2024.11.26)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

平均繊維径が1000nm以下の微細繊維状セルロースを含有するセルロース粒子であつて、

30

比表面積が30m<sup>2</sup>/g以上となる凍結乾燥粒子であり、

前記微細繊維状セルロースの軸比が10~1000000となる、

ことを特徴とするセルロース粒子。

【請求項2】

前記微細繊維状セルロースのパルプ粘度が1~10cpsである、

請求項1記載のセルロース粒子。

【請求項3】

前記微細繊維状セルロースの結晶化度が50以上かつ100以下である、

請求項1記載のセルロース粒子。

40

50